明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令
（農林水産・環境二）　一
○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（国土交通五四）　六

〔告　示〕
○奄美群島振興開発特別措置法の規定に基づき、奄美群島振興開発基本方針を定めたことに伴い公表する件
（総務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　七
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示
（財務一八七～一九四）　二
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示
（同一九五～一九七）　六
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一九八～二〇〇）　三〇
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示
（国土交通六七五）　三
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（同六七六）　三
○装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示（同六七七）　三

〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の営業の停止命令関係　三
裁判所
破産、免責関係　四
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、司法書士名簿登録等、税理士登録者関係　六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　六
会社その他
会社決算公告　七

省令

○農林水産省環境省令第二号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十八号）の施行に伴い、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月十日

農林水産大臣　林　芳正
環境大臣　石原　伸晃

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令
（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七号中「（平成十四年法律第八十八号）」を削り、同号を同条第二十号とし、同条中第十六号を第十九号とし、第十五号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて捕獲等をした特定外来生物を処分するために一時的に保管又は運搬をするものであること。

第二条中第十三号を第十五号とし、第十二号の次に次の二号を加える。

十三　法第九条の三第一項又は第二十条第三項の規定に基づく命令による回収その他の必要な措置を執るために一時的に保管又は運搬をするものであること。

十四　法第二十四条の二第二項の規定に基づく命令により消毒し、又は廃棄するために一時的に保管又は運搬をするものであること。

第六条第四号中「法第六条第二項」を「法第九条の三第二項」に改める。

第十一条の次に次の四条を加える。

（放出等の許可の申請）

第十一条の二　法第九条の二第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

二　放出等をしようとする特定外来生物に係る次に掲げる事項

イ　特定外来生物の種類

ロ　数量

ハ　放出等をしようとする個体の入手方法

三　放出等をする目的

四　放出等に係る次に掲げる事項

イ　放出等をしようとする土地又は水面の所在地及び区域

ロ　放出等をしようとする土地又は水面の周辺の当該特定外来生物の生息又は生育状況並びに植生、動物相その他の生態系等の状況及び特質

ハ　放出等をしようとする期間

ニ　放出等の方法（繁殖制限措置を講じる場合又は発信機を取り付ける場合にあっては、その内容を含む。）

ホ　放出等をしようとする土地又は水面の所有者等の同意の有無

ヘ　申請者が法人の場合にあっては、放出等の主たる実施者の住所、氏名及び職業